「投資助言に係る契約締結前の書面」新旧対照表

アンダーライン: 改訂箇所

新

4ページ

- (1) クーリング・オフ期間内の契約の解除
- ①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面もしくは電磁的記録による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ②契約の解除日は、お客様がその書面を発した日<u>もしくは電磁的記録を発出した時刻に属</u>する日となります。メール等による契約解除 も可能ですが、民法の規定により契約の解除 日は到達日となります。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ①お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ②契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

5ページ

3. 投資顧問契約の終了の事由 投資顧問契約は、次の事由により終了します。 (1) お客様からの書面<u>もしくは電磁的記録</u>に よる契約の解除の申出があったとき

4ページ

3. 投資顧問契約の終了の事由 投資顧問契約は、次の事由により終了します。 (1) お客様からの書面による契約の解除の申 出があったとき

以上